

持続可能な開発目標 (SDGs)



2015年開催の「持続可能な開発サミット」で立てられた持続可能な社会を実現するための2030年までの行動計画「だれひとり取り残さない」という理念のもと17の目標が設定

ゴール4について



世界のすべての人が質の高い教育を受けられるようにし、幼い子どもから大人まで、いつでも学ぶことができる機会を広げていきます。

- 4.6 すべての若者と大人が、読み書き、基本的な計算ができるようになります。
- 4.7 学びたいと思うすべての人が、「世界にいま暮らしている全ての人と将来の世代の人がともに豊かに暮らす社会をつくる（持続可能な開発）」ために、必要な知識や方法を身に付けることができるようになります。そのために、持続可能な開発のための教育（ESD）、持続可能な暮らし、人権、男女の平等、平和と非暴力の推進、グローバル・シチズンシップ（地球市民教育）、文化の多様性と文化が果たす役割などの教育にも力を入れていきます。

資料②

しきじ
識字への思い

おばあちゃんと孫の会話から、気付いたことはないかな？
もう少し知りたい部分はないかな？



① おばあちゃん、うれしそうだね。
何かあったの？

② じつはね。
びょういんのうけつけで、
はじめてじぶんのなまえをかいたのよ。

③ えっ、
はじめてなの？



④ そう。
ドキドキしたけど
ちゃんとなまえをよんでくれた。
だから、うれしくてね。

⑤ おばあちゃん、
字を書く練習を
がんばってたもんね。

⑥ ちいさいころに、
いえのしごとのぞうりづくりをして、
がっこうにいけなかったぶん、
60さいから、しきじがっきゅうにいて
もじのれんしゅうをがんばったんだよ。

⑦ えっ、おばあちゃん、
小さいころに、
ぞうりづくりをしていたの？
すごいなあ……。
どんなぞうりか見てみたいな。
でも、家の仕事で、
学校に行けなかったなんて……。

⑧ ばあちゃんがつくったぞうりは、
がんじょうで、みんながよろこんでくれた。
がっこうにいけなかったのは、
いえのしごとだけが、りゆうじゃなくて、
がっこうにいても、「なんでくるんだ」といわれて、
いじめられて……くやしかった。

資料③ (文字が読めない時の場面例)

★ 海外旅行の途中、ホテルの部屋で過ごしている時に、のどがかわきました。部屋には、3つのびんが置いてあり、液体が入っています。あなたは、どうしますか？どんな気持ちになりますか？



しきじ 識字学級の歩み

識字って、どんな意味があるの？

新聞、雑誌、広告、看板、標識、値札など、私たちの身の回りには文字があふれています。そして、私たちは、その文字を読むことを通して、様々な情報や知識を得ています。また、文字を使って、自分の気持ちや考えなどの伝えたいことを発信しています。

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）では、「日常生活で用いられる簡単で短い文章を理解して、読み書きできること」を「識字」としています。

「電車やバスに乗る時に行き先が分からない。病院や役場へ行っても住所と名前を書くことができない。買い物に行っても商品の成分が分からない。運転免許をとりたくても、問題の意味が分からない。選挙に行きたくても字を書くことができないため、投票をあきらめる。」など、文字の読み書きができないことは、人間として必要な最低限の文化的な生活を奪われることになります。

なぜ、識字学級ができたの？

日本では、差別や貧困によって、小さいときから子守をしたり家業を手伝ったりするなど、学校に行きたくても学ぶ機会を奪われて文字を学べなかった人たちがいます。社会生活を営む上で大切な、教育を受ける権利や安定した仕事に就くことなどが保障されてこなかったのです。このような実態から、差別によって奪われた文字を取りもどすために文字を学ぶ運動が各地で展開されて、昭和38年（1963年）、福岡県で日本の識字学級の始まりが開設され、やがて全国に広まっていきました。

識字学級は今どうなっているの？

識字学級生の高齢化や、日本の国際化が進む中で、識字学級は様々な人たちの学びの場へと変わってきています。戦争や差別、貧困などの理由で教育を受ける機会を奪われた人たちだけでなく、外国から日本に来た人たちなどが、識字学級（識字教室）で文字や言葉を学び、様々な力を獲得しながら、周囲の人々や社会とのつながりを深め、多文化共生の場になっているところもあります。

識字は、単に文字や言葉を習得するだけの取組ではなく、人として豊かに生きていく力を取りもどすことにもつながるのです。識字学級で学び、自分の人生を豊かに広げようとするその前向きな姿勢やたくましさから、私たちは多くのことを学ぶことができます。

第11条【基本的人権の享有^{きょうゆう}】

国民は、すべての基本的人権^{きょうゆう}の享有^{さまた}を妨げられない。

この憲法が国民に保障する基本的人権は、^{おか}侵すことのできない永久の権利として、

現在^{あよ}及び将来の国民に^{あたえ}与えられる。

第14条①【法^{もと}の下の平等】

すべて国民は、法^{もと}の下に平等であつて、人権、^{しんじょう}信条、性別、社会的身分^{また}又は^{ちんち}門地により、

政治的、^{また}経済的又は社会的関係において、差別されない。

(参考)

しきじ
国際識字デー

国際識字デー（9月8日）に寄せる国連事務総長メッセージ（2003年9月9日）

今日は「国連識字の10年」で最初の識字デーにあたります。この10年は、世界全体で識字率を高めるための活動を強化するために今年2月に発足した、国際的な行動枠組みです。その主眼は、2015年までに識字水準を50%向上させるという国際的な目標の達成にあります。

今日、読み書きのできない成人は全世界で8億6,000万人を超えていますが、そのうちの3分の2は女性です。女性に識字能力を身につけさせることは、それ自体、きわめて重要であるばかりか、ミレニアム宣言で世界が自らに課したその他の目標達成の前提条件でもあるのです。識字は、生涯学習への扉を開け、発展と健康に不可欠だけでなく、民主的な参加と積極的な市民活動への道も開きます。

識字は特に、開発途上国にとって大きな課題ですが、世界中を見ても、識字が完全に達成されたと主張できる社会はありません。識字率が高い多くの先進国でも、読み書きのできない人々は問題となっています。どの国でも、読み書きができないことは貧困、社会的疎外および不平等の構図と結びついています。

それゆえに、識字率向上の課題に単独で取り組むことは不可能です。識字を他の問題との関連で捉え、あらゆる行為者の貢献を促す総合的なアプローチが必要です。こうした行為者としては、政府と各レベルの自治体、市民社会、民間セクター、地域社会団体、教職員のほか、識字能力の向上を望む人々の家族、友人および職場仲間もあげられます。（略）

国際連合広報センターWeb ページ (<http://www.unic.or.jp/>) より

「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」に
基づいた12の人権課題

1 女 性 の 人 権

2 子 ど も の 人 権

3 高 齢 者 の 人 権

4 障 害 者 の 人 権

5 同 和 問 題

6 外 国 人 の 人 権

7 H I V 感 染 者 等 の 人 権

8 ハンセン病元患者等の人権

9 インターネット等による人権侵害

10 性的マイノリティに係る人たちの人権

11 犯 罪 被 害 者 等 の 人 権

12 北朝鮮当局による拉致問題等